

# さいたま市介護保険 住宅改修の手引き

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

令和5年10月

## 目 次

1	はじめに	.....	P 2
2	支給要件	.....	P 2
3	支給対象となる工事	.....	P 2
4	支給限度基準額	.....	P 4
5	支給方法	.....	P 4
6	申請手続きの流れ	.....	P 5
7	注意事項	.....	P 7
8	様式記載例	.....	P 12

## 1 はじめに

介護保険制度では、利用者の能力に応じたサービス提供が必要であり、介護保険サービスを利用する際には、利用者の心身の状態や日常生活等を踏まえなければなりません。

介護保険法では、「介護保険の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を過ごすことができるように配慮されなければならない。」と規定されています。

介護保険の住宅改修においても、住宅改修を行うに当たっては、利用者の心身の状態や日常生活等を盛り込んだ、住宅改修理由書をケアマネジャー（介護支援専門員）等が作成し、それに基づき住宅改修の施工を行います。

## 2 支給要件

- 要介護認定を受けている方で、着工予定日が要介護度の認定有効期間内であること。
- 住宅改修の対象となる住宅の住所が、介護保険被保険者証に記載されている住所であること。
- 介護保険の対象となる工事であること。

## 3 支給対象となる工事

介護保険の住宅改修で認められている工事は、次の6種類です。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### (1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移動動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

### (2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路

等の段差または傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」または購入告示第3項第五号に掲げる「浴室内のこ」を置くことによる段差の解消は除きます。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定されます。

ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除きます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含みますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含みません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まず、その費用相当額は保険給付の対象となりません。

(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(1) から (5) までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、以下のものが考えられます。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床または通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

## 4 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。

介護保険で支給される給付額は、利用限度額20万円までの工事に対して保険給付相当額と定められています。支給限度基準額20万円の範囲内であれば、数回に分けて利用することができます。

被保険者の負担割合（1割～3割）については、被保険者がお持ちの介護保険負担割合証にて、被保険者の負担割合と、その負担割合の適用期間をご確認ください。上限を超えた費用については、全額自己負担になります。

負担割合の適用は、領収日基準となります。領収日時点での負担割合を確認し、被保険者の負担割合に応じた金額を領収してください。なお、領収証には完了日以降の日付が記載されることとなります。

### ○例外的に再度20万円の改修費用まで利用できるケース

- ・要介護状態区分が3段階以上、上がった場合

例) 要介護1の認定を受けて、初めて20万円の住宅改修を実施し、その後、要介護4の認定を受けた場合、再度20万円の住宅改修が可能になります。

- ・引越しをした場合

例) 引っ越し前のA宅で20万円の住宅改修を行った後に、B宅に引っ越した場合。

B宅の住宅には、20万円の住宅改修が可能になります。

ただし、A宅で15万円の住宅改修をした後に、引っ越しをし、B宅で20万円の住宅改修を行い、再度A宅に戻ってきた場合は、前回の15万円の利用が実績としてあるため、A宅での住宅改修は5万円までが保険給付の対象となります。

## 5 支給方法

住宅改修費に係る支給方法は、償還払いと受領委任払いがあります。介護保険法では、支払方法は、原則償還払いとして規定されていますが、受領委任払いは、事前に住宅改修費代理受領取扱事業者登録のある住宅改修事業者が利用できます。

### ○償還払い

被保険者が住宅改修事業者へ費用の全額を支払い、その後市に対して、保険給付の支

給申請をすることにより、市が被保険者へ保険給付相当額を支給する支払方法。

#### ○受領委任払い

被保険者が、住宅改修事業者へ自己負担額を支払い、保険給付相当額を被保険者に代わり、事業者に支給する支払方法（被保険者の代わりに保険給付額を受け取るという意味で代理受領という）。

※受領委任払いの支払い方法を利用できる方の要件

- ・介護保険料の滞納等における給付制限を受けていない方
- ・住宅改修費の受領委任払いの支払い方法について住宅改修費代理受領取扱事業者の同意が得られている方

支払方法については、被保険者ごとに変わるため、契約時等に支払方法を確認してください。

## 6 申請手続きの流れ



### ① 相談と検討

住宅改修について、ケアマネジャー（介護支援専門員。介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの職員。）等と相談し、住宅改修の理由書を作成します。

### ② 住宅改修事業者の選択と見積書の作成依頼

被保険者は住宅改修事業者を選択し、理由書に基づいた見積り等を依頼します。

### ③ 事前申請（工事前確認）の提出

区役所高齢介護課に住宅改修費の事前申請（工事前確認）をします。

#### ☆必要書類

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

※住宅改修費の支給申請書にマイナンバーを記載している場合は、被保険者本人のマイナンバーが確認できる書類が必要になります。

※代理人の申請の場合には、支給申請に係る委任状及び代理人の身元確認書類が必要になります。

2. 住宅改修理由書 P 1・P 2

3. 住宅改修見積書

4. 平面図等

5. 撮影日入りの住宅改修前の写真

6. 居宅介護住宅改修費代理受領委任状（受領委任払いの場合）

### ④ 確認・審査

事前申請の審査を行い、承認後に「工事前確認通知書」を市から被保険者宛に郵送にて送付します。

「工事前確認通知書」は、被保険者から申請のあった工事内容について審査し、申請工事内容が保険給付の対象となる旨の承認の通知です。

この通知書が届いたことを被保険者に確認し、工事を着工してください。

また、この通知は上段が「工事前確認通知書」となり、下段部分に「終了報告書」も兼ねています。終了報告書は工事完了後の事後申請時に必要となりますので、紛失することのないようご注意ください。

### ⑤ 着工

着工は、必ず「工事前確認通知書」を確認後に行ってください。

※事前審査の内容と工事内容が異なる場合等は保険給付の対象外となります。何らかの理由で工事内容が変更になる場合は、必ず着工前にケアマネジャー及び区役所高齢介護課に連絡してください。また、このような事態が起こらないよう、事前見積段階でしっかりと住宅の状況や生活状況及び身体状況の確認を行うことと、被保険者にも事前と異なる内容の工事は、住宅改修費が不支給となることの説明をしてください。

### ⑥ 住宅改修完了時の支払い

#### ○償還払いの場合

住宅改修後、被保険者は住宅改修費の全額を住宅改修事業者に支払います。住宅改修事業者は被保険者より支払いを受けた後、領収証を発行します。

#### ○受領委任払いの場合

住宅改修後、住宅改修事業者は、被保険者より住宅改修費の自己負担額（1割～3割分）の支払いを受け、領収証を発行します。



を利用していない方は、ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の有資格者が理由書を作成することができます。

- 理由書は、被保険者の身体的状況、希望、家屋の状況等のアセスメントに基づき改修箇所の特定、改修の目標、効果等を具体的に記入してください。

### 3. 見積書について

- 見積書には「被保険者名」、「住所」、「日付」、「担当者」、「事業所所在地」及び「事業所名称」を漏れなく記載してください。
- 見積書には、「介護保険の給付対象となる住宅改修工事」のみの金額を記載してください。介護保険給付対象外の工事と一緒にを行う際に、給付対象外の工事部分の内容が含まれている場合、介護保険の住宅改修対象の工事部分と対象外の工事部分の見積りを分かるように記載してください。
- 平成30年度より「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部が改正され、見積書の標準様式が厚生労働省より示されました。標準様式の項目は必ず含まれる見積書を作成してください。

### 4. 平面図等について

- 日常生活上の動線及び住宅の状況が分かるように、日常生活の障害となっている住宅の箇所を簡単な見取り図を用い、ご記入ください。
- 参考様式として、介護保険住宅改修箇所計画図をお示ししておりますが、同様の内容が説明できる他の平面図等の添付で替えることができます。

### 5. 介護保険の対象にならない工事

- 新築や増改築に伴う改修
- 老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗が改修の理由となる工事
- 下駄箱やタンスなど、家具への改修工事
- 「棚」や「トイレトペーパーホルダー」など介護保険の対象とならない機能が追加された福祉用具（手すりなど）を用いた改修（和式便器から暖房・ウォシュレット機能付便座への改修を除く）
- 和式便器から暖房機能やウォシュレット機能付便座に変更する際の電気工事
- 洋式便器に暖房機能やウォシュレット機能を追加する工事
- 浴槽の縁の高さを高くする工事
- 布製カーテンへの変更 等

### 6. 写真について

- 必ず撮影日を入れて撮影して下さい。日付表示機能のないカメラで撮影する場合には、工事用黒板や紙に日付等を記入して写真に「写り込む」ように撮影してください。写真を撮った後に、日付を付け足す等のデータ修正した写真は認められません。
- 写真は改修を行う場所や位置がはっきりとわかるものを添付してください。改修箇所

が広範囲にわたる場合は、分割して撮影してかまいません。

○撮影した写真は、写真貼付用紙の上段に改修前の写真を、下段に改修後の写真を貼付してください。事前申請時には上段のみ貼付となります。

※手すり取り付けの例

改修前には手すり取り付け予定箇所をマジック等で記載し、改修後の写真でブラケット等の部品が小さすぎたり、影に隠れたりすることがないように、撮影角度を工夫し複数枚撮影してください。

※玄関の段差解消の例

改修前の写真で段差部分をメジャー等で表し、段差の状態を確認しやすいようにしてください。改修後の写真は段差解消のために設置した踏み台が固定されているか、近づいて金具等を撮影してください。住宅に固定されていないものは、住宅改修対象ではなくなりますのでご注意ください。

## 7. 工事内容の変更について

○やむを得ず工事内容を変更する必要がある場合には、必ず工事着工前に、区役所高齢介護課へご相談ください。

## 8. 領収証について

○工事前確認通知書に、住宅改修工事の「支給対象費用額」が記載されますので、ご確認ください。「支給対象費用額」に対して、被保険者の負担割合に応じた金額の領収証を発行してください。

○介護保険適用外分がある場合について、領収証を分けて2枚発行する場合は、負担割合分にあたる領収証と介護保険適用外分の領収証を発行していただくことになります。1枚の領収証を発行する場合は、介護保険適用分と介護保険適用外分の内訳を必ず記載してください。

○金額に少数点以下の端数が生じる場合の計算は、保険給付額7割～9割分を算出し小数点以下の端数を切り捨てます。そして、支給対象額から保険給付額を除いた額が自己負担額・領収額となります。

<自己負担額・領収金額計算例>

改修金額	1割負担 自己負担額	2割負担 自己負担額	3割負担 自己負担額
200,000円	20,000円	40,000円	60,000円
230,000円	給付支給対象分 20,000円	給付支給対象分 40,000円	給付支給対象分 60,000円
	給付支給対象外分 30,000円	給付支給対象外分 30,000円	給付支給対象外分 30,000円
108,043円	10,805円	21,609円	32,413円

## 9. 入院・入所中の住宅改修について

○住宅改修は居宅サービスとなりますので、原則は居宅で生活するに当たっての住環境改善を図ることで自立した生活を送れることを目的としていますが、例外として施行規則第75条第2項、第94条第2項に「やむを得ない事情がある場合の手続き」について示されています。

「やむを得ない事情がある場合」とは、入院又は入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合をいいます。

入院・入所中の申請は、通常の住宅改修理由書ではなく、住宅改修理由書 P 1-1 (入院・入所中用)と住宅改修理由書 P 1-2 (一時帰宅用)及び、住宅改修理由書 P 2を提出していただく必要があります。この住宅改修理由書 P 1-1 及び P 1-2 は、区役所高齢介護課にてご相談の上でお渡しします。

○事後申請時の添付書類として、退院日がわかる書類が別途必要になります。退院・退所できなかった場合は、支給対象外となりますのでご注意ください。

# 様式・記入例

・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 記入例	資料1
・委任状 記入例	資料2
・居宅介護（介護予防）住宅改修費代理受領委任状	資料3
・住宅改修理由書 P1 記入例	資料4
・住宅改修理由書 P2 記入例	資料5
・住宅改修理由書に基づく住宅改修見積書 記入例	資料6
・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請時の必要書類について	資料7
・介護保険住宅改修費支給申請に係る工事前確認通知書 （介護保険住宅改修終了報告書）	資料8

※ 資料1～6の様式、写真貼付用紙は、さいたま市ホームページに掲載しています。

さいたま市ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.jp/002/003/003/001/002/p003092.html>

トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 高齢の方 > 介護保険 > 介護保険様式集 >  
さいたま市介護保険様式集（資格・認定・給付）

# 記入例

資料1

## 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

申請年月日 令和 年 月 日

(宛先) さいたま市長  
次のとおり申請します。

介護保険被保険者証に記載されている10桁の番号をご記入ください。

フリガナ	サイタマ タロウ	被保険者番号	
被保険者氏名	さいたま 太郎	個人番号	
生年月日	明・大・ <b>昭</b> 年 月 日	性別	<b>男</b> ・ 女
住所	〒330-0000 さいたま市〇〇〇	個人番号(マイナンバー)を記入の上、個人番号を確認できる書類を添付してください。	
	電話番号	048 (000) 0000	
住宅改修	内容、箇所及び規模	<b>手すりの取り付け 玄関・階段・浴室</b>	
	施工者の氏名又は事業者名	〇〇建築	※登録番号
	費用の見積額	〇〇〇,〇〇〇円	着工予定年月日 令和 〇年 〇月 〇日
	住宅所有者の住宅改修の承諾	私は、当該申請に係る住宅改修を行うことを承諾します。 住宅所有者氏名 <b>さいたま 一郎</b>	

登録証に記載の番号をご記入ください。

該当するものに  償還払い (被保険者名義の口座を記入)  受領委任払い (口座情報は記入不要)

金融機関名	本店・支店名	口座種別	金融機関コード	支店コード
		<input type="checkbox"/> 普通預金		
償還払いの場合のみご記入ください。 ※受領委任払いの場合は「代理受領委任状」が必要になります。				
フリガナ		口座番号		
口座名義人(被保険者)				

該当するものに

被保険者 (「被保険者」の場合は、以下の記入は不要)

代理人 (申請者欄を記入し、当該申請に関する権限を被保険者から委任されたことがわかる書類を添付)

氏名 (事業所名)	〇〇居宅介護支援事業所 さいたま 花子	事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住所 (所在地)	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇	被保険者との関係	担当ケアマネジャー

※事業所所在地を記載する場合は社員証の提示が必要です。

- 注意 1 被保険者本人が申請する場合は記入不要です。
- 2 申請の委任を受けた代理人(同一世帯でない家族、介護保険事業者等)が申請する場合は、「被保険者との関係」もご記入いただき、申請について委任されたことがわかる書類(委任状等)を添付ください。その際、住所(所在地)の記載は、委任状と揃えてください。なお、介護保険事業者等は事業所番号も忘れずにご記入ください。
- 3 受領委任払いによる支払方法による申請には、住宅改修費の代理受領に係る委任状が必要です。

### 事務処理欄

本人確認		個人番号確認		受付者	受付印
要介護・要支援状態区分		支給対象費用額	円		
自己負担割合	割	保険請求額	円		
支払方法	<input type="checkbox"/> 償還払い <input type="checkbox"/> 受領委任払い	自己負担額	円		

## 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

代理人 住所 さいたま市浦和区常盤 6-4-4  
(窓口に来る方) 氏名 さいたま 花子  
生年月日 明・大(昭)平〇〇年〇〇月〇〇日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

## 委任事項

委任事項をご記入ください。

例：介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る権限

委任者 住所 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
(被保険者本人) 氏名 さいたま 太郎 ※  
※署名又は記名押印  
生年月日 明・大(昭)平〇〇年〇〇月〇〇日

居宅介護（介護予防）住宅改修費代理受領委任状

（宛先）さいたま市長

私は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する権限について、下記事業所に対し、委任します。

また、支給内容について、当該事業所に通知することを同意します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

委任者：被保険者本人

住 所： さいたま市浦和区高砂 3-15-1

氏 名： さいたま 太郎 ※

※署名又は記名押印

生年月日： 明・大・昭・平 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

受任者：事業所

居宅介護（介護予防）住宅改修費の代理受領について、同意します。  
つきましては、介護保険住宅改修費代理受領取扱事業者登録届出書記載の登録口座へ、居宅介護（介護予防）住宅改修費を振り込んでください。

事業所住所： さいたま市浦和区常盤 6-4-4

事業所名： 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

登録番号： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

さいたま市介護保険住宅改修費代理受領取扱事業者登録証  
に記載された登録番号

<基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別
	被保険者氏名	西介護認定		西支援	西介護				
	住所	住宅改修を必要としている被保険者の情報をご記入いただく欄です。 ・ 3 ・ 4 ・ 5							

作成者	現地確認日	年	月	日	理由書 作成日	年	月	日
	事業所番号は、ご担当の指定居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターの事業所番号をご記入ください。							
	氏名							
	連絡先							

<総合的状況>

利用者の身体状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病歴等を踏まえたうえで、移動、立ち上がり、姿勢保持など生体動作に関する身体状況を記載してください。</li> <li>・屋内・屋外移動方法については必ず記載してください。（例：伝い歩き、歩行器使用など）</li> </ul>	<p>福祉用具の現状の利用状況と</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅改修後の想定</th> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●車いす</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="3">現在の福祉用具利用状況及び改修後に利用が想定される福祉用具にシ点を付してください。</td> </tr> <tr> <td>●歩行器</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●歩行補助つえ</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●認知症老人徘徊感知機器</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●移動用リフト</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●腰掛便座</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●特殊尿器</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●入浴補助用具</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●簡易浴槽</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>		住宅改修後の想定	改修前	改修後	●車いす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現在の福祉用具利用状況及び改修後に利用が想定される福祉用具にシ点を付してください。			●歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●腰掛便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●特殊尿器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●入浴補助用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅改修後の想定	改修前	改修後																																		
●車いす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
現在の福祉用具利用状況及び改修後に利用が想定される福祉用具にシ点を付してください。																																				
●歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
●歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
●認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
●移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
●腰掛便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
●特殊尿器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
●入浴補助用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
●簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
介護状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な介護者を含む家族の介護状況を記載してください。</li> <li>・現在利用している介護サービスについて記載してください。</li> </ul>																																			
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修箇所には通し番号を振り、理由書・見積書・各図面・写真等と揃えてください。（例：①便器横壁面、②玄関上がり框）</li> <li>・住宅改修によって利用者や家族が現在の生活の動線をどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえた上で記載してください。</li> <li>・住宅改修は、被保険者の自立を支援し在宅での生活を支えるものです。利用者や家族の希望だけを取り入れて行った改修では、自立支援としての視点が欠けている場合があります。住宅改修はリフォームの補助ではありません。専門職は、利用者や家族に対し住宅改修の必要性や目的・方針について説明し、自立支援につなげてください。</li> <li>・具体的な改修方針や改修項目は（P2）に記載してください。</li> </ul>	<p>「その他」欄には、住宅改修に関連した介護保険給付対象外の福祉用具を記載してください。</p>																																		

住宅改修が必要な理由書

(P2)

記載要領

資料5

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作 ②具体的な困難な状況 ③改修目的と改修の方針 ④改修項目 を具体的に記入してください。>

活動	① 改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・現状から改善を必要とする動作についてし点を付してください。</p> <p>・ただし、今回改修の対象ではない項目はし点を付す必要はありません。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・改修箇所には通し番号を振り(例：①～)、理由書・見積書・各図面・写真等と揃えてください。</p> <p>・生活動作で困っていることや問題点について、介護状況を含めて具体的に記載してください。</p> <p>・生活のどの場面、どのような動作が利用者や介助者にとって困難であるのかを記載してください。</p> <p>・特に入浴に関しては、誰の介助で行うのかを記載してください。</p> </div>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> ①、②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、それを解消するために必要な改修目的・効果にし点を付してください。 <input type="checkbox"/> 改修項目が複数にわたる場合は、あてはまるもの全てにし点を付してください。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・改修箇所には通し番号を振り(例：①～)、理由書・見積書・各図面・写真等と揃えてください。</p> <p>・困っていることや問題点を改善するために、どのような改修を行うのか、方針を具体的に記載してください。</p> <p>・改修によって利用者や介助者の動作がどのように改善されるか、その効果についても記載してください。</p> </div>	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・改修箇所には通し番号を振り、理由書・見積書・各図面・写真等と揃えてください。(例：①便器横壁面、②玄関上がり框)</p> <p>・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にし点を付し、内容を記述してください。</p> <p>・改修箇所は、場所だけではなく「手すり」なら「便器横壁面」等、その取り付け箇所まで記載してください。</p> </div>
入浴				
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 その他( )		<input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 その他( )	<input type="checkbox"/> 便器の取替え ( ) ( )
その他の活動		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・「排泄」、「入浴」、「外出」以外の生活動作の改善を必要としている場合、「その他の活動」欄に記載してください。</p> </div>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 その他( )	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( ) ( )

住宅改修理由書に基づく住宅改修見積書 記入例

利用者名 さいたま 太郎 様

住 所 さいたま市浦和区常盤〇-〇-〇

見積書作成者	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
〒330-8564	
所在地	さいたま市浦和区常盤〇-〇-〇
名称	〇〇建築 担当者 〇〇〇

住宅改修の種類(※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険給付対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(6)	No.1	1階洋室	壁	下地補強板	〇〇社 xx-987a 100×50 L=800	〇	枚	〇〇〇円	〇〇〇円	→
(1)	No.2		手すり	手すり	△△社 z-123 木製	〇	m	〇〇〇円	〇〇〇円	
(1)				エンドキャップ	□□□社 YY456(金具:ステンレス)	〇	個	〇〇〇円	〇〇〇円	
(1)				取付工事費(付帯工事込み)				〇〇〇円	〇〇〇円	
(1)				<b>1階洋室 計</b>					<b>〇〇〇〇円</b>	
				小計				〇〇〇円	〇〇〇円	
				諸経費				〇〇〇円	〇〇〇円	
				合計				〇〇〇円	〇〇〇円	
				消費税		8	%		〇〇〇円	
				総合計				〇〇〇円	〇〇〇〇円	

見積(内訳)書【良い例】

改修箇所や改修に必要な福祉用具(手すりなど)の数量や長さ、面積等の規模を明確にし、材料費と工事費を適切に区分してください。

見積(内訳)書【悪い例】

「材工一式」とは「材料・工賃をあわせていくら」という場合の算出方法ですが、「手すり施工一式」や「床材変更フローリング施工一式」などでは、工事内容の適否について審査ができません。「材料費〇〇円・工賃〇〇円」と明確にしてください。

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修  
 (※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

付帯工事について

介護保険では「手すりの取付け・段差の解消・床材の変更・扉の取替え・便器の取替え」の各改修工事に付帯して必要な工事も保険給付の対象となります。考えられる工事等は次のとおりです。

- 手すりの取り付けのための下地補強
- 浴室の床の段差の解消に伴う給排水設備工事
- 床材の変更のための、下地の補強や根太の補強
- 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。)
- 便器の取替えに伴う床材の変更

介護保険の対象とならない工事の例

- 新築や増改築に伴う改修
- 老朽化や物理的・化学的な磨耗、消耗が改修の理由となる工事
- 下駄箱やタンスなど、家具への改修工事
- 「棚」や「トイレトペーパーホルダー」など介護保険の対象とならない機能が付加された福祉用具(手すりなど)を用いた改修
- 和式便器から暖房機能やウォシュレット機能付便座に変更する際の電気工事
- 洋式便器に暖房機能やウォシュレット機能を追加する工事
- 浴槽の縁の高さを高くする工事
- 布製カーテンへの変更

※ この他にも「介護保険の対象とならない工事」があります。

## 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費

### 支給申請時の必要書類について

平成28年1月からマイナンバーの利用開始に伴い、介護保険の各種申請書にマイナンバーの記載が必要となりました。

申請の際には、マイナンバーや、申請者の身元確認が必要となりますので、以下の書類をそろえて申請してください。

※提出書類の□にチェックを入れ、必要書類に不備がないかご確認くださいませようお願いします。

代理人（住民票の世帯が異なる方、ケアマネジャーなど）が手続きする場合

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 被保険者本人の個人番号が確認できる書類（郵送の場合は写し）  
被保険者本人の個人番号カード（又は写し）、被保険者本人の通知カード（又は写し）、被保険者本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書（又は写し）のいずれか1点
- 委任状（代理権の確認ができる書類）  
法定代理人（成年後見人等）の方が申請をする場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- 代理人の身元確認ができる書類（郵送の場合は写し）  
  - 1つでよいもの 官公署から発行された書類（写真あり）  
例：個人番号カード、運転免許証など
  - 2つ以上必要なもの 官公署から発行された書類（写真なし）  
例：公的医療保険の被保険者証、年金手帳など
- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費代理受領委任状  
受領委任払いによる申請の場合に必要となります
- 住宅改修理由書
- 住宅改修見積書
- 平面図等
- 撮影日入り住宅改修前の写真

〒  
 ××××××××  
 ×××× 様

××年 ×月 ×日

### 介護保険住宅改修費支給申請に係る工事前確認通知書

先日ご提出いただいた介護保険住宅改修費支給申請（工事前確認申請）につきまして、申請内容を確認した結果、介護保険給付として適当な住宅改修であると認めます。

つきましては、同封の「介護保険による住宅改修の手続きについて（工事前申請確認後からお支払まで）」をご一読いただき、工事を開始してください。

なお、介護給付費を受けるには、工事完了後、下の「介護保険住宅改修終了報告書」に必要な書類を添付し、ご提出いただく必要がございます。

問い合わせ先

様式17号の2（21条関係）

### 介護保険住宅改修終了報告書

年 月 日

(あて先)さいたま市長		確認番号	××××××××
フリガナ		被保険者番号	××××××××××
被保険者氏名 (申請者氏名)		性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治	月	日
住所・電話番号	〒	番号	( )
住宅改修の 支給対象費用額	××××× 円		
着工日	年 月 日	完成日	年 月 日

見 本

先に申請し、さいたま市の確認を受けた介護保険住宅介護(介護予防)住宅改修費の支給について住宅改修が終了しましたので上記のとおり介護保険法施行規則第75条第1項第6号から第7号(第94条第1項第6号から第7号)に掲げる書類を添付し提出します。

事務処理欄（これより下は記入しないでください。）

申請額	円	
支給額	円	支給限度基準額(20万円)－過去に行なった改修に要した費用＝ 68,000円
自己負担額	円	